

Q. どのような事業ですか？

- A** 妊娠期から子育て期まで、切れ目なくサポートできるよう、相談体制を充実させるとともに、妊娠や出産、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、妊娠時5万円、出産時5万円を給付するものです。

Q. 申請手続きは？

- A** 出産応援給付金は、原則、妊娠届出時に面談を行った後に、申請書を提出していただきます。
- 子育て応援給付金は、原則、赤ちゃん訪問時にお母さんやご家族と面談を行った後に、申請書を提出していただきます。

Q. 申請に必要なものは？

- A** 受取口座の確認ができるもの（通帳・キャッシュカードなど）をご用意ください。
- （写し等の提出は不要です）
- 注：キャッシュカードだけでは口座番号がわからないものもあります。）
- 申請書は面談時にお渡しします。

Q. 家族なら誰が申請してもいいですか？

- A** 面談を受けた妊婦さんご本人が申請してください。受取口座は、名義人が申請者のものに限ります。

Q. 市外へ引越した場合は、給付金の申請はどうなりますか？

- A** 面談を行う前及び申請前に市外へ引越した場合、転出先の自治体でご相談ください。
- （自治体によっては、給付金ではなくクーポン等のギフトを支給しているところもあります。）

Q. 死産、流産、人工中絶となった場合はどうなりますか？

- A** 子育て応援給付金の対象となりますので、こども家庭センターにご相談ください。